

名古屋市告示第503号

公金の徴収に関する事務の委託

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 243条の 2第 1項の規定により、次のとおり公金の徴収に関する事務を委託しましたので、同条第 2項の規定により告示します。

令和 7年10月 6日

名古屋市長 広 沢 一 郎

- 1 指定公金事務取扱者の名称及び事務所の所在地
名古屋市瑞穂区弥富町字密柑山 1番地の 2
社会福祉法人名古屋市総合リハビリテーション事業団
- 2 指定公金事務取扱者に委託した徴収に関する事務に係る歳入等
名古屋市総合リハビリテーションセンターに係る使用料
- 3 指定公金事務取扱者に係る指定をした日
令和 7年10月 1日
- 4 指定公金事務取扱者に委託した日
令和 7年10月 1日

名古屋市健康福祉局障害福祉部障害企画課